

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市海岸通1455番1の地先

氏 名 大栄海運株式会社  
代表取締役 田部井 優介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
~~第14条の2第1項~~

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 平成29年7月12日

許可の有効年月日 平成34年7月11日

1. 事業の範囲

(1) 積替え  
なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず (工  
作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

(以上5種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であ  
るものを除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は  
保管を行う産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる  
高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年7月12日 新規許可

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無